

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和4年2月1日 至 令和5年1月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人社団 山田眼科医院

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 703 番地 9

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成元年7月21日

(4) 設立登記年月日 平成元年7月25日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	山田 理香	
理事	堀 弘賀	
同	安永 洋一	
監事	新見 浩司	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	山田眼科医院	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 703 番地 9	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年4月25日 令和3年度決算の決定

理事報酬改定の決定

令和5年1月25日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人社団 山田眼科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷703番地9

貸 借 対 照 表
(令和 5 年 1 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	32,465	I 流動負債	40,608
II 固定資産	113,517	II 固定負債	134,413
1 有形固定資産	107,813	負債合計	175,022
2 無形固定資産	651	純資産の部	
3 その他の資産	5,052	科 目	金 額
		I 資本剰余金	0
		II 利益剰余金	△ 39,039
		1. 代替基金	0
		2. その他利益剰余金	△ 39,039
		III 評価・換算差額等	0
		IV 出資金	10,000
		純資産合計	△ 29,039
資産合計	145,983	負債・純資産合計	145,983

様式4-2

法人名 医療法人社団 山田眼科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷703番地9

損 益 計 算 書

(自 令和 4年 2月 1日 至 令和 5年 1月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	80,515
2 事業費用	103,909
本来業務事業利益	△ 23,394
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	
事業利益	△ 23,394
II 事業外収益	1,102
III 事業外費用	376
経常損失	△ 22,668
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	△ 22,668
法人税等	71
当期純利益	△ 22,739

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 山田眼科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷703番地9

財 産 目 録

(令和 5 年 1 月 31 日現在)

1. 資 産 額	145,983 千円
2. 負 債 額	175,022 千円
3. 純 資 産 額	△29,039 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	32,465
B 固 定 資 産	113,518
C 資 産 合 計 (A+B)	145,983
D 負 債 合 計	175,022
E 純 資 産 (C-D)	△ 29,039

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式6

監事監査報告書

医療法人社団 山田眼科医院
理事長 山田 理香 殿

私は、医療法人社団 山田眼科医院 の令和4年会計年度（令和4年2月1日から令和5年1月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 3月 25日
医療法人社団 山田眼科医院
監事 新見 浩司